

(第1回変更) 契約変更の内容

契約変更年月日	令和 6年 6月 14日
契約業者名	阪神高速技研(株)
契約業者の住所	大阪府大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル23階
業務の名称	2023年度設計基準改定等に関する資料作成業務
業務場所	
業務種別	土木設計
業務概要	打合せ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1式→1式 塗装塗替え等に関する基準類の一部改定資料作成・・・・・・・・1式→1式 業務関係共通仕様書の一部改訂資料作成・・・・・・・・・・・・1式→1式 CIM実施要領等の改訂及び資料作成・・・・・・・・・・・・・・1式→1式 附属構造物標準図集の改訂資料作成・・・・・・・・・・・・・・1式→1式 技報編集補助・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1式→1式 文書管理の効率化に向けた図書等整理・・・・・・・・・・・・・・0式→1式 設計基準第2部第2編の一部改定資料作成・・・・・・・・・・・・0式→1式 技術基準類の体系化整理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・0式→1式
業務期間(自)	令和 5年 7月 19日
業務期間(至)	令和 6年 6月 24日
契約金額	41,052,000 円
変更金額	0 円
変更後の契約金額	41,052,000 円
変更理由	別紙のとおり

※金額は、税込みである。

## 変更契約理由書

積算基準改正及びその他資料作成業務 土木 2023 第1回最終変更

### 変更理由

#### 4. 業務内容

##### 4-5 付属構造物標準図集の改訂資料作成【変更】

本項目では、過年度に実施した意見照会結果等のうち、標準図への反映にあたって検討が必要となった項目について、内容を整理し、改訂の必要性について検討することを想定していた。一方で、これまでに社内から複数の問い合わせ等があり、現行基準が現場実態と異なっていると考えられる箇所や、現場の理解を促すために記載を見直した方がよいと考えられる箇所が散見され、当初想定の見直し項目以外に検討が必要な項目があることが判明した。加えて、標準図の改訂に伴い、設計計算書や設計基準第4部の改定も必要な項目があることが判明した。

これらの検討は関連基準との整合性も確認しながら一体的に実施する必要があることから、本業務に追加する。

##### 4-6 技報編集補助【変更】

本項目では、技報を関係者へ配布する際にCD-ROMを媒体としていたが、データダウンロード方式への見直しを行ったため、CD-ROMコピーを取りやめることとしたため、数量を変更する。

##### 4-7 文書管理の効率化に向けた図書等整理【追加】

技術部技術推進室が管理する図書等が信濃橋書庫に保管されているが、2024年8月（予定）をもって取り壊されることとなり、本社分室に保管されることとなった。信濃橋書庫と比べて本社分室の収蔵可能量が少ないため、図書を選別して保管することから、保管後の図書を再度整理する必要がある。また、信濃橋書庫に保管されているフィルムは移動先が確保できないことから、電子データ化する必要がある。

本業務は、当社が管理する図書等の整理業務であり、その円滑かつ効率的な実施のためには、当社の図書等に精通したうえで、当社の意図を的確かつ迅速に反映し、品質およびコストパフォーマンスの向上を図れることが必要である。阪神高速技研（株）は、当社の経営戦略、方針に基づき、当社のグループ会社として、当社と一体となって業務を実施するために設立された会社であり、円滑かつ効率的に業務を実施できると考えられる。また、「2021年

度設計基準改定等に関する資料作成業務」では、検索効率の向上及び保管を効率化した文書管理の運用を目的に、技術部技術推進室が管理する阪神高速道路の設計基準、要領及びマニュアル等にかかる技術資料を対象とした電子化を行った。以上の理由より、阪神高速技研(株)は他社よりも本業務を適切かつ効率的に実施できるものと考えられる。

信濃橋書庫の取り壊しは2023年7月26日に総務人事部より連絡があり、2023年7月18日契約の「2023年度設計基準改定等に関する資料作成業務」よりも後の決定であったため、追加業務として本業務を実施する。

#### 4-8 設計基準第2部第2編の一部改定資料作成【追加】

設計基準第2部第2編の現行規定に対し、これまでに社内外から複数の問い合わせ等があり、現行基準が現場実態と異なっていると考えられる箇所や、現場の理解を促すために記載を見直した方がよいと考えられる箇所が散見され、速やかな対応が必要な状況にある。特に、RC床板の鋼板接着補強鋼板の塗装系R-4における弱溶剤型塗料の取り扱いに関して、現場実態と異なっており、現場において手間が発生していることが2023年12月下旬に発覚(本業務は2023年7月契約)し、7月改訂予定の他基準との整合等から、迅速に対応する必要が生じている。本業務は設計基準改定等を目的とした業務であること、阪神高速技研(株)は過年度に現行基準を作成しその内容について熟知していることから本業務に追加する。

#### 4-9 技術基準類の体系化整理【追加】

「設計業務実施時における設計基準の適用及び業務関係共通仕様書の遵守の徹底に関する注意喚起について(通知)」(令和5年8月24日付技術部長通知)により、関係規程やルールを遵守することへの認識を社員に再徹底するとともに、日々の業務活動を通じて仕様書、基準類等の内容理解の促進を早急に図る必要が生じている。一方、技術推進室所掌分だけでも約100の基準類が存在し、各種要領、指針、マニュアル、手引きが存在し、優先順位や国交省基準との関係がわかりづらいといった課題がある。今般、構造物設計にあたり、阪神高速道路社員および受注者が適用基準類を適切に運用できることを目的に、本業務に基準類の体系化整理を追加する。

以上